

二重処罰等に関する条文・判例

1 日本

憲法第 39 条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問はれない。

判例

(1) 最高裁大法廷 昭和 33 年 4 月 30 日判決

【事案の概要】 法人税法第 43 条の追徴税と罰金とを併科することが憲法第三十九条に違反するかが争われた事例。

法人税法...四三条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであつて、これを課することが申告納税を怠つたものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法四八条一項および五一条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法四八条一項の**遁脱犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道義性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法四三条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによつて、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法三九条の規定は刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないと解するのが相当である...**

(2) 最高裁第二小法廷 昭和 29 年 7 月 23 日判決

【事案の概要】 私文書偽造等の罪で刑事告発された被告が、既に出されていた所属弁護士会による退会命令処分を刑罰と同様に解すべきである旨主張し、本公判は憲法 39 条後段（一事不再理の原則）の適用を受けるべきかが争われた事例。

憲法三九条後段の規定は何人も同じ犯行について二度以上罪の有無に関する裁判を受ける危険に曝さるべきものではないという根本思想に基く規定であることは当裁判所大法廷判決の判示するところである（昭和二四年新（れ）第二二号、同二五年九月二七日大法廷判決、判例集四卷九号一八〇五頁）。そして弁護士法に規定する懲戒はもとより刑罰ではないのであるから被告人が弁護士法に規定する懲戒処分を受けた後更らに同一事実に基づいて刑事訴追を受け有罪判決を言渡されたとしても二重の危険に曝されたものということのできないことは右大法廷判決の趣旨に徴して極めて明らかである。論旨は弁護士法には国家公務員法八五条の如き懲戒と刑罰の両罰を許した規定がないから弁護士法の懲戒処分を刑罰と同様に解し一事不再理の原則を適用すべきであると主張する。しかし懲戒は刑罰ではないのであるから規定の有無にかかわらず懲戒と刑罰とが一事不再理の関係に立つものということとはできないのである。

(3) 最高裁第一小法廷 昭和 35 年 3 月 10 日判決

【事案の概要】 道路交通取締法による運転免許の停止処分を受けた被告が、同一事実にもとづいて刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されたことが、憲法第三九条に違反するかが争われた事例。

憲法三九条の一事不再理の規定は、何人も同じ犯行について、二重に刑事上の責任を問うことを禁じた趣旨のものであることは当裁判所の判例とするところである（昭和二九年（あ）第二一五号、同三〇年六月一日大法廷判決、刑集九卷七号一一〇三頁、昭和二九年（オ）第二三六号、同三三年四月三〇日大法廷判決、民集一二卷六号九三八頁参照）。しかるに道路交通取締法による運転免許の停止処分は、免許を受けた者の主たる運転地を管轄する公安委員会の行う行政処分であつて、もとより刑罰ではないのであるから、被告人が所論の運転免許停止処分を受けた後、さらに同一事実につき刑事訴追を受け有罪判決を言い渡されたとしても、憲法三九条に違反するものでないことは、前記判例の趣旨とするところである。それ故所論は採るを得ない。

(4) 東京高裁 平成5年5月21日判決

【事案の概要】 業務用ストレッチフィルム製造業者間におけるカルテル行為について、公正取引委員会が、当該事業者に対して、独占禁止法第3条後段等に係る課徴金納付命令を命じていたところ、同一の事実について、独占禁止法第95条等に基づいて、当該事業者に対して、重ねて刑事罰を科すことが、第39条後段に違反するかが争われた事例。

独禁法による課徴金は、一定のカルテルによる経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であって、カルテルの反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とは、その趣旨、目的、手続等を異にするものであり、課徴金と刑事罰を併科することが、二重処罰を禁止する憲法39条に違反するものではないことが明らかである。

(5) 最高裁 平成10年10月13日判決

【事案の概要】 社会保険庁が発注する物品公共調達に係る入札談合事件について、既に刑事罰が確定し、かつ当該違反事実を原因として国から不当利得の返還を請求されている法人事業者に対し、公正取引委員会が、同一の事実に係る課徴金の納付を命じる審決をしたことについて、刑事罰が科され、不当利得返還請求がなされている場合に、さらに課徴金が課されることになれば課徴金の賦課は、その実体に変質し、明らかに、二重処罰を禁止する憲法39条に違反するとともに、実質的に法の適正手続を保障する憲法31条および財産権を保障する憲法29条の趣旨にもとるとして争われた事例。

本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利得の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法39条、29条、31条に違反しないことは、最高裁昭和29年(オ)第236号同33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁の趣旨に徴して明らかである。

(6) 最高裁 平成 13 年 2 月 8 日判決

【事案の概要】 社会保険庁が発注する物品公共調達に係る入札談合事件について、既に刑事罰が確定し、かつ当該違反事実を原因として国から不当利得の返還を請求されている法人事業者に対し、公正取引委員会が、同一の事実に係る課徴金の納付を命じる審決をしたことについて、「課徴金制度は、不当な経済的利得を違反事業者から剥奪しようとする制度であり、民法上の不当利得に関する制度と類似する機能を有する面がある」として、このような場合には、「国の不当利得返還請求相当額を課徴金の対象となる売上額の算定から控除するという解釈・運用を行うべき」等として争われた事例。

課徴金制度は、カルテル行為があっても、その損失者が損失や利得との因果関係を立証して不当利得返還請求をすることが困難であることから、カルテル行為をした者に利得が不当に留保されることを防止するために設けられたものである。そのような制度の趣旨目的からみるならば、**現に損失を受けている者がある場合に、その不当利得返還請求が課徴金の制度のために妨げられる結果となつてはならない。すなわち、利得者はまず損失者にその利得を返還すべきであり、現実に損失者が損失を回復していないにもかかわらず、利得者が課徴金を支払ったことだけで、損失者の不当利得返還請求権に影響を及ぼすべきものではない。**

控訴人は、課徴金を納付したのは国に対してであり、本件において不当利得返還請求をしているのも国であるから、国はすでに課徴金の支払を受けたことで損失の一部は回復している旨主張する。

しかし、同じ「国」であっても、課徴金の納付先である「国庫」と、本件の不当利得返還請求権の主体であるいわば公法人として民間の企業と同様の立場に立つ「国」とは区別しなければならない。課徴金が納付されたことは、本件の損失を回復することにはなっていないのである。

なお、民法上の不当利得制度において返還を命じられる不当利得と課徴金として剥奪を命じられる不当な利得とは、必ずしも同一範囲のものではない。しかし、利得者が、損失者にすべての利得を返還し、他に剥奪されるべき不当な利得はないにもかかわらず、なおも課徴金が課されるというときには、そのような課徴金の納付命令の合憲性については検討が必要であろう。また、すでに課徴金を納付した後、利得者が損失者にすべての利得を返還したという場合、先に納付した課徴金の扱いについても検討が必要であろう。しかし、それらのことがあるからといって、先の結論を変更するのは、制度全体の整合性を破るものというべきであり、適正な法解釈とはいえない。

2 アメリカ

連邦憲法第 5 修正

何人も、同一犯罪行為を理由に生命又は身体を二度危険にさらされることはない。

判例

ハドソン事件 (米連邦最高裁 1997 年 12 月 10 日判決) (Civil penalty と刑事罰の併科)

【事案の概要】 不正融資を行った被告個人らに対し、16,500 ドルの制裁金 (civil penalty) 賦課及び就業禁止処分がなされた後、同一事実について、共謀罪、銀行資金の不正使用罪、銀行帳簿の虚偽記載罪等で起訴された事例。

二重の危険条項は、同じ違反に対する無罪判決後の二度目の訴追、有罪判決後の二度目の訴追、および同一の違反に対する複数の刑事処罰を禁じている。

ある処罰が刑事か民事かは、少なくとも第一次的には、法律の解釈の問題である。裁判所は、まず立法者が、明示的であれ黙示的であれ、民事と刑事のどちらのラベルを選んだかを検討しなくてはならない。

立法者が Civil penalty を設定するとの意図を示していた場合には、裁判所はさらに法律上の制度が目的もしくは効果において著しく処罰的 (punitive) であって、民事の是正措置 (civil remedy: 救済) として意図したものが刑事処罰 (criminal penalty) に転化していないかどうかを判断する。

上記の判断を行う上では、以下の要因が有用な手がかりになる。

その Sanction が積極的禁止 (affirmative disability) もしくは制限 (restraint) に関するものかどうか。

その Sanction が歴史的に処罰とみなされてきたかどうか。

その Sanction が故意 (scienter) の認定にのみ基づいて課されるかどうか。

その Sanction の実施が伝統的な処罰の目的である応報 (retribution) と抑止 (deterrence) を促進するかどうか。

その Sanction が適用される行為が既に犯罪とされているかどうか。

その Sanction に合理的に関連する代替的な目的が指定しうるかどうか。

その Sanction が想定される代替的な目的に照らして過剰かどうか。

なお、これらの要因は法律の文面に関して考慮されるべきであり、また、**最も明解な証拠のみ (only the clearest proof) が民事の是正措置 (civil remedy) として立法者が意図したものを刑事処罰に転化させる。**

抑止目的の存在だけではある Sanction を刑事とみなすには不十分である。抑止は刑事目的にも民事目的にも資する。

(岩橋専門調査員提出資料 (第 4 回) より)

(参考) 欧州委と加盟国において同時に制裁金を課す場合

ヴィルヘルム事件 (欧州裁判所 1969 年 2 月 13 日先行判決)

(同一の行為に対して欧州競争法の fine と独国競争法の Geldbuße が重ねて課せるかが問われた事例)

【事案の概要】

染料 (アニリン) 生産業者間におけるカルテル行為について、欧州競争当局が捜査を進める一方で、ドイツ競争当局が、同一の行為に対する国内競争法に係る捜査を進めた件について、被審人はこれを不服としてベルリン高等裁判所へ提訴したところ、同裁判所が、「欧州競争当局及びドイツ競争当局により二重の制裁 (double sanction) になるかどうか」等について、欧州裁判所に対して先行判決を求めた事例。

欧州競争法及び加盟国競争法は、カルテルについては異なる観点から、則ち、EC 条約第 85 条においては加盟国間の流通・取引を妨げる障害として、他方、加盟国競争法においては、各国法制における固有の考え方に基づいて、それぞれ取り扱っている。確かに、この両者の考え方を明確に区別することは難しいが、原則としては、同一の行為が欧州競争法及び加盟国競争法の二つの手続の対象になることは、十分にあり得ることである。また、EC 条約において 87 条第 2 項第 e 号 (条約と各国法との関係を定める旨の規定) があることから、この点については許容されているといえることができる。

これらに照らして考えれば、欧州競争当局により審査が進められている事案に関して、各国競争当局が審査を進めたとしても、許されることになる。しかしながら、「EC 条約の究極目的は尊重されるべきである」という考えに基づけば、共同体市場におけるカルテル規制及びその規制の統一的な運用が確保される限りにおいてのみ、各国競争法の適用が許される、ということになる。

しかし、二つの手続が独立して進められ、一つの事実に対して二重の制裁が課されるという結果になるのであれば、先行した処罰が考慮された上で、後行する処罰が決定されなければならないという「自然的正義」が求められることになる (a general requirement of natural justice)。以上、87 条第 2 項第 e 号によって特別の定めがないところでは、共同体法における一般原則として、このように考えることは妨げられることはない。